

安行中学校PTA会則

第1章 名称及び事務所

第1条 この会は「川口市立安行中学校PTA」と称し、事務所を川口市立安行中学校内に置く。

第2章 目的

第2条 この会は安行中学校生徒の心身共に健全な発達を図るため、学校と家庭との関係を一層緊密にし、教育に対する相互理解を深めるとともに会員の教養を高め親睦を図ることを目的とする。

第3章 性格

第3条 この会は教育を本旨とする団体であって、次の性格に基づいて活動する。

1. 青少年の健全育成及び福祉のために活動する団体・機関に協力する
2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、又専ら営利を目的とする行為は行わない
3. この会の名又はこの会の役員の資格で、公私の選挙の候補者の推声をしない
4. 学校の管理運営・人事には干渉しない

第4章 事業

第4条 この会は第2章の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 教育講演会及び講習会
2. 授業参観及び教育懇談会
3. 地区別懇談会及び学校生活の指導
4. 生徒の保健衛生及びその管理
5. 学校施設の改善及び充実
6. 教育活動及び研究への協力
7. 会員・生徒の慶弔及び表彰
8. 公教育費の充実に努力する
9. その他、この会の目的達成のために必要な事業

第5章 会員

第5条 この会は安行中学校に在籍する生徒の保護者と同校の教職員をもって構成する。

第6条 この会の会員は会費を納めるものとし、会費納入については一世帯一会員とし月額250円とする。

第6章 役員

第7条 この会に次の役員をおき、任期は一年とする。但し再任は防げない。補欠役員の任期は前任者の残任期とする。

旧	新
1. 会長 1名	1. 会長 1名 (兼務可能)
2. 副会長 若干名	2. 副会長 1名 (兼務可能)
3. 会計 3名 (内1名は教職員が当たる)	3. 会計 2名 (内1名は教職員が当たる)
4. 書記 3名 (内1名は教職員が当たる)	4. 書記 2名 (内1名は教職員が当たる)
5. 幹事 若干名	5. 幹事 若干名 (兼務可能)
6. 監査 2名	6. 監査 1名 (教頭)
7. 理事 若干名	7. 理事 若干名
8. 顧問 若干名	8. 顧問 若干名
9. 評議員 若干名	9. 評議員 若干名

第8条 役員の任務は次の通りとする。

1. 会長はこの会を代表し会務を総理して、各種会議を招集する
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故等のときはその任務を代行する
3. 会計はこの会の会計に従事する
4. 書記はこの会の会議等に関する諸事項を記録する
5. 幹事はこの会の庶務を担当する
6. 監査はこの会の会計を監査する
7. 理事は各種専門部及び委員会に所属し、諸活動の企画と執行に当たる
8. 顧問は会長の諮問機関とする
9. 評議員は必要が生じたとき、この会の運営と要務を審議する

第9条 役員の選出方法は次の通りとする。

1. 会長・副会長・監査は、会員中より理事会において選出する
2. 理事は各学級の会員より選出する
3. 教職員は理事となる
4. 会計・書記・幹事は会員中より会長が副会長と協議してこれを委嘱する
5. 顧問・評議員は会長がこれを委嘱する

第7章 経理

第10条 この会の経理は、会費・その他の収入をもってこれにあてる。

第11条 この会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

第8章 会 議

第12条 この会の運営に必要な会議は次の通りとする。

1. 総会は最高の議決機関で毎年一回会長が招集し、次の事項を審議する。但し、必要に応じ臨時総会を開くことができる
 - イ. 事業及び決算の承認に関すること
 - ロ. 事業計画及び予算の議決に関すること
 - ハ. 役員の承認に関すること
- ニ. 会則の改廃に関すること
- ホ. その他、必要な事項
2. 理事会は常任理事会構成員と理事で構成し、次の事項を協議決定する
 - イ. 総会に提出する議案に関すること
 - ロ. 常任理事から提案された事項に関すること
 - ハ. その他、目的達成のために必要な事項
3. 常任理事会は会長・副会長・会計・書記・幹事及び専門部長・学年委員長・学年代表教職員をもって構成し、次の事項を協議し執行する
 - イ. 総会及び理事会に提出する議案に関すること
 - ロ. 総会及び理事会で議決された事項の執行に関すること
 - ハ. その他、この会の運営や目的達成のために必要な事項
4. 企画会議は会長・副会長・会計・書記・幹事で構成し、次の事項を協議し整理する
 - イ. 常任理事会に付議する事項
 - ロ. 常任理事会等の決定を受けて、事業の推進において企画会議に委ねられた事項
5. 専門部会は各学級より選出された理事と担当常任理事及び担当教職員で構成し、次の事項を協議し執行する
 - イ. 常任理事会又は、理事会で承認された各部の事業活動に関する事項を計画し実行する
 - ロ. 各部は事業計画をたて常任理事会の決議を経て執行にあたる
 - ハ. 各部は部員互選により、部長1名・副部長1名・会計1名を選出する
6. 学年委員は各学年とも学級の正・副委員長と教職員で構成し、次の事項を協議し実行する
 - イ. 常任理事会又は、理事会で承認された各学年の事業活動に関する事項を計画し執行する
 - ロ. 各学年委員は事業計画をたて、常任理事会の決議を経て執行にあたる
 - ハ. 各学年委員は学年委員の互選により、学年委員長1名・学年副委員長1名を選出する
7. 理事以外の会員は協力員となる
 - イ. 協力員は活動上、必要に応じて協力する
 - ロ. 協力員を要請する場合、前もって常任理事会で承認を得る

8. その他の会議は、学級PTA・学級理事会・学年PTA・学年理事会とし、会長が必要と認めたときには臨時に特別委員会を置くことができる。これらの会議については別に定める
9. 学校長はすべての会議に出席することができる

第13条 会議の議決は出席者の過半数によって決する。また、社会情勢等により定期総会が行えない場合は、書面決議によって可決される。

第9章 専門部・委員会

第14条 この会の目的達成のため次の専門部及び委員会を置き、特に下記の事項について活動する。

1. 生活指導部 生徒の学校生活や校外生活の指導と地域の環境浄化等に関すること
2. 環境保健部 教育環境の整備・充実・美化に関すること、並びに生徒や会員の保健衛生に関すること
3. 教養部 進路情報の収集とその提供、及び進路意識の高揚に関すること、並びに会員の教養を高めるための研修・親睦に関すること
4. 広報部 機関誌の発行や、会の広報活動に関すること
5. 学年委員会 各学年の会員間の相互理解を深めることや学校行事に関すること

第10章 会則の改廃

第15条 この会則の改廃は総会の議決を経なければならない。

第16条 この会に必要な細則は別に定める。

付 則

この会則は昭和31年4月1日より執行する。

昭和38年	5月30日	一部改正	昭和63年	5月28日	一部改正
昭和44年	5月9日	一部改正	平成2年	3月23日	一部改正
昭和49年	5月14日	一部改正	平成8年	5月18日	一部改正
昭和51年	8月20日	一部改正	平成9年	5月17日	一部改正
昭和53年	3月24日	一部改正	平成11年	5月15日	一部改正
昭和55年	3月19日	一部改正	平成20年	5月16日	一部改正
昭和56年	5月16日	一部改正	令和2年	7月6日	一部改正
昭和57年	5月21日	一部改正			

安行中学校PTA細則

第1条 会則第12条第6項の会議は次の通りとする。

1. 学級 PTA は学級に所属する会員の集会でこの会の目的に基づいて活動する
イ. 学級より理事を 10 名選出する
2. 学級理事会は学級に所属する理事・常任理事及び学級担任で構成する
イ. 学級 PTA の運営について企画・立案し、執行する
ロ. 学級委員長は学級を代表し学年委員となる
3. 学年 PTA は学年に所属する会員の集会でこの会の目的に基づいて活動する
4. 学年理事会は学年に所属する理事・常任理事及び学年に所属する職員で構成する
イ. 学年委員会はこの会の目的に基づいた学年の活動計画を企画・立案し執行する
5. 特別委員会では会長から委嘱をうけた者で構成する
イ. 会長から諮問された事項について審議し、審議内容及び結論を会長に答申する
ロ. 特別委員の互選により特別委員長 1 名・同副委員長 2 名・記録 2 名を選出する
6. これらの会議の招集は、会長又はその会の長が必要に応じて招集する

第2条 会則第9条の役員を選出時期と選出方法は原則として次の通りとする。

1. 会則第9条第 1 項の選出方法については、前年度の常任理事会構成員が選考委員会を組織して、選考結果を理事会に提案する
イ. 選考委員の互選により選考委員長 1 名・副選考委員長 2 名を選出する
ロ. 会長・副会長・会計・書記・幹事は理事を兼任できない
ハ. 監査は専任とする
2. 会則第9条第2項の選出時期は次の通りとする
イ. 1 学年は入学式当日、2・3 学年は4月中の学級 PTA にて選出する
ロ. 2 学年以上にまたがって選出された場合は、高学年を主とする
3. 会則第9条第5項の評議員は学区内現職町会長、顧問は会長経験者を委嘱する

第3条 慶弔規定

会則第4条第7項により慶弔規定を設け、その支出は次の通りとする。

1. 見舞金 本会の活動中に於ける会員の傷病や、生徒の傷病(1 ヶ月以上の入院等)等の場合、見舞金をおくる
この場合、最高5,000円とする
2. 弔慰金
イ. 会員死亡の場合 5,000円とする
ロ. 生徒死亡の場合 5,000円とする
ハ. 顧問・評議員の場合 5,000円とする
3. 1項、2項及びこの規定に該当しない事が発生した場合は、正・副会長との協議により状況判断し処理する
4. 1・3項の支出については、理事会に報告する

第4条 表彰規定

会則第4条第7項により表彰規定を設け、表彰する。

1. 表彰は次の各号に該当する者の中から、会長が常任理事会に図って決定する
 - イ. 本校並びに本会の振興に対して、特に功績顕著なもの（表彰状）
 - ロ. 常任理事として活動した保護者（記念品）
2. 表彰は、表彰状又は感謝状をもってすることとし、記念品を贈呈することができる
3. PTA会員教職員の転退職時には、次の通り記念品を贈呈する
 - イ. その額は1,000円程度とする
 - ロ. 特別な理由のある場合は、基準の限りではない。この場合、常任理事会に於いて決定し、理事会に報告する

第5条 この細則の改廃は、理事会の議決を経なければならない。

付 則

この細則は昭和56年4月22日より執行する。

昭和62年	4月28日	一部改正
昭和63年	5月28日	一部改正
平成 2年	3月23日	一部改正
平成 5年	5月29日	一部改正
平成 7年	12月16日	一部改正
平成 8年	3月 2日	一部改正
平成 9年	2月15日	一部改定
平成 9年	4月30日	一部改正
平成11年	4月30日	一部改正
平成16年	3月11日	一部改正
平成20年	3月 4日	一部改正
平成25年	5月31日	一部改正
平成28年	7月 8日	一部改正
令和 3年	2月19日	一部改正